

宿泊旅行統計データ等ビジュアライズ化業務仕様書

1 業務の目的

当該業務では、観光庁が毎月調査・公表している「宿泊旅行統計調査」のデータや、三重県で実施している「みえ旅おもてなしポイントプログラム（みえポ）」のアンケートデータ等について、誰もが分析可能な形でビジュアライズするとともに、今後も継続的にデータを更新できる体制づくりを行い、県として、市町・DMO・観光関連団体・観光関連事業者がデータを活用したマーケティングを行うことができる環境を整備することを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和6年3月28日（木）まで

3 業務内容

（1）宿泊旅行統計調査データのビジュアライズ化業務

① BI ツールデータ作成業務

観光庁「宿泊旅行統計調査」データ（平成29年1月分から令和5年12月分）について、BI ツールを活用してビジュアライズ化すること。

（i）公表データ

観光庁公式サイトにて毎月公表される宿泊旅行統計調査のエクセルデータを基に、ダッシュボードを構築すること。

（ii）ローデータ

三重県が観光庁から提供を受ける宿泊旅行統計調査のローデータを基に、ダッシュボードを構築すること。

② ダッシュボード更新作業マニュアル作成業務

令和6年1月分以降のデータについて、県職員自身が毎月データを追加する作業をして、ダッシュボードを更新できるよう、マニュアルを作成すること。

また、令和5年12月分のデータをダッシュボードに追加する際には、マニュアルを用いて県職員にレクチャーしながら作業を行うこと。マニュアルは以下の点に留意して作成すること。

- ・BI ツール自体のマニュアルではなく、データ追加作業に関するマニュアルとすること。
- ・BI ツールの知識がない県職員でも理解できる内容であり、引継ぎ可能なものとする。
- ・毎月の更新作業にかかる目安の時間を算出して記載すること。

（2）みえポアンケートデータのビジュアライズ化業務

みえポのアンケートデータについて、アンケートシステムの管理を受託している事業者と調整の上、BI ツールを活用してビジュアライズ化すること。

なお、アンケートシステムと BI ツールとを日次でデータ連携させることで、アンケートシステム内に日々蓄積されるアンケート結果が日次で更新される仕組みを構築すること。ダッシュボードについては、以下の点に留意して作成すること。

- ・市町別の分析を可能とし、市町や DMO が閲覧できるようにすること。
- ・既に構築済みの観光客実態調査のダッシュボードと同様の分析が可能なものとする。

※観光客実態調査のダッシュボード及びみえポのアンケート項目については別添資料を参照。

(3) 三重県観光客実態調査データのビジュアル化業務

三重県が実施する観光客実態調査データのうち、令和6年I期分（令和6年1月に三重県に来訪した観光客に対してヒアリング調査を実施予定）について、ダッシュボードを構築すること。

なお、観光客実態調査の過去データにかかるダッシュボードについては既に構築済みであるが、令和6年I期分からアンケート項目を変更することから、改めてダッシュボードを構築するものであり、構築済みのダッシュボードから過去データ5年分についても移設すること。

(4) ダッシュボード公開サイト構築・保守業務

- ・既に構築済のダッシュボード（観光レクリエーション入込客数データ・観光客実態調査）と、本業務で構築する（1）宿泊旅行統計調査及び（3）三重県観光客実態調査のダッシュボードを公開するウェブサイト構築すること。
- ・BI ツール上でのダッシュボード公開作業について必要なサポートを行うこと。
- ・レスポンシブルウェブデザイン等により、PC・スマートフォンの画面幅に合わせて表示を最適化すること。
- ・インターネットのクラウド環境上でサーバを構築すること。
- ・設定及び動作検証のうえ、既存のダッシュボードについては令和6年3月15日（金）までに公開可能な状態とし、本業務で構築するダッシュボードについては、令和6年3月28日（木）までに公開を開始すること。
- ・ウェブサイトの取扱いを行う県（受託事業者等）からの操作に関する質問に対応すること。
- ・ウェブサイトの技術的な問題が発生した場合に、その解決に向け対応を行うこと。

4 納入成果物

本業務の納入成果物及び提出期限は下表のとおりとする。

	成果品	提出期限	内容等
宿泊旅行統計調査データ	BI ツールデータ	令和6年 3月28日（木）	・電子媒体（twbx）
	データ追加作業 マニュアル	令和6年 3月28日（木）	・電子媒体（Word） ・紙媒体（2部）

みえポアンケートデータ	BI ツールデータ	令和6年 3月28日(木)	・電子媒体 (twbx)
三重県観光客実態調査データ	BI ツールデータ	令和6年 3月28日(木)	・電子媒体 (twbx)

5 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を県に提出すること。

①報告期限：令和6年3月28日(木)

②記載事項

- ア 委託業務名
- イ 契約金額
- ウ 契約日、契約期間
- エ 完成年月日
- オ 実施した業務概要
- カ その他、事業実施の説明に必要な書類

6 契約不適合責任

引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、受託者に対し、履行の追完を請求することができることとする。なお、契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 その他

- (1) 事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む）

以下「著作権」という。) および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。) 第2条に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 障がいを理由とする差別解消の推進
- 受託者は、業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。